

令和3年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第2回財調協議会幹事会：R2.12.14）

取扱注意

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	共同生活援助等事業費の見直し	<p>本経費のうち重度身体障害者グループホーム運営費について、実施区が5区のみとなったことから、標準区経費には馴染まないものとして算定廃止を提案する。 （第1回幹事会）</p> <p>本事業については、【区側提案事項】No.23「共同生活援助等事業費」で協議することとする。</p>		
2	健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費）の廃止	<p>本事業は、東京都の健康づくりフォローアップ指導事業実施要綱に基づき、医療機関からの紹介や健康診査結果により指導を必要とする対象者に必要な検査や健康増進指導を行う事業として算定されている。しかし、これらの事業は、各医療保険者等が行っている特定健康診査や特定保健指導、健康増進法に基づき区市町村が実施する健康増進事業と内容の重複が生じている。また、本件事業について福祉保健局に照会したところ、当該要綱はすでに存在しないことが確認されており、各区に事業実態を確認したところ実施区が少ないことから標準算定に馴染まない状況であるため、算定を廃止する。 （第1回幹事会）</p>	<p>特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。 （第2回幹事会）</p>	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	道路改良工事費の見直し	【区側提案事項】No. 55 「【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）」に記載のとおり。	【区側提案事項】No. 55 「【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）」に記載のとおり。	
4	道路改良工事費の見直し（態容補正）	土木費では区道の更新・改修経費について、道路橋りょう費で算定している。 一方で、都市計画交付金の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費については、交付対象経費における地方債収入相当額を財産費で算定している。 そのため、都市計画道路の更新・改修を行った場合、土木費と都市計画交付金に地方債収入相当額を加えた額とで、算定の重複が生じることから、態容補正Ⅲを設定し、該当する事業費を減額算定している。 しかし、現行の算定方法は、都市計画交付金対象面積1㎡当たりの減算額を算出するに当たり、改良単価に実施率を乗じており、減算額が過少であることから、算定方法の見直しを行う。 (第1回幹事会)	算定方法の見直しについては、妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	義務教育施設新築経費の見直し（態容補正）	<p>義務教育施設の新築経費を態容補正にて加算するにあたり、現在、校舎算定面積の考え方が新築校の場合と増改築校の場合で異なっている。具体的には、新築校の校舎算定面積については、実際の工事実施面積の全てとしているが、増改築校の校舎算定面積については、学級数に応じた国庫資格面積としており、この結果、算定額にも大きな乖離が生じている。</p> <p>財調制度における各区の算定の公平性を確保するため、改築と同様に、新築における態容補正の校舎算定対象面積を「学級数に応じた国庫資格面積」に変更する。 （第1回幹事会）</p>	<p>新築校の校舎の建設費に係る算定面積の変更については、過去に平成26年度から平成30年度の財調協議においても同趣旨の提案があったが、その後大幅な状況の変化はない。これまでの協議でも申し上げているとおり、文部科学省の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」では、公立の義務教育諸学校等施設は、公教育を支える基本的施設であるとともに、地域住民にとっての生涯学習の場や災害発生時における避難所となるなど、多機能かつ重要な役割を果たす施設であり、地方公共団体の創意工夫を活かした着実な整備が必要とされている。こうした方針を踏まえ、特別区が着実な施設整備を図る上で、算定面積を実施面積から国庫資格面積に見直す合理的な理由はないと考える。 （第2回幹事会）</p>	
6	財産費（都市計画交付金に係る地方債収入相当額）の見直し	<p>都市計画交付金の交付対象経費における地方債収入相当額については、翌年度以降均等分割により、財産費で算定している。</p> <p>一方、土木費では、全ての区道の道路改良（更新・改修を含む）工事費を算定しているため、都市計画道路の更新・改修経費が財調上二重算定となることから、該当する事業費を減額算定している。</p> <p>しかし、財産費では区の実単価により算定しているのに対して、土木費の減額算定では財調単価を用いており、費目間で算定の整合が図られていない。その結果、都市計画交付金の地方負担額と土木費において減算する額が同額となっておらず、二重算定を避けるという主旨を考えれば、本来、同額とならなくては、区間配分が不均衡となる。</p> <p>そのため、都市計画道路の更新・改修に係る経費の財産費の算定に当たっては、財調単価に置き換えて算定した額とする。 （第1回幹事会）</p>	<p>平成30年度財調協議において、都市計画事業として区道の更新・改修を行う場合、財調上、算定の重複が生じるため、土木費において態容補正により調整することとして、都区で合意しており、財産費を見直す必要はないと考える。 （第2回幹事会）</p>	

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項

基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	企画調査費（個別施設計画策定経費）	区側提案では、個別施設計画に係る策定・更新経費を企画調査費の委託料に新規で加える形で提案しているが、現行算定の「調査、計画委託料」との重複が懸念されることから、現行算定ではどのような調査、計画委託に係る経費を算定しているのか伺う。また、標準区経費の設定方法について、経費計上区のみ平均としていることから、精査する必要があると考える。 (第2回幹事会)	個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）のうち、公園と橋りょうに係る策定・更新経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は経費計上区平均により設定する。また、特別区の実態を踏まえ、公園の個別計画については10年計画、橋りょうの個別計画については5年計画とし、それぞれ毎年1/10、1/5ずつ算定する。 (第1回幹事会)	
2	公衆無線LAN経費	区側提案では決算額の実施区平均から全固定で標準区経費を算出しているが、実施区のみ平均としていることから、精査する必要があると考える。また各区の公衆無線LANの配置規模及び経費にばらつきがあることから、各区の配置規模を加味した経費設定にすべきと考える。 (第2回幹事会)	行政情報や災害情報等を得るため区立施設や防災拠点等に設置している公衆無線LANの運用に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
3	情報セキュリティ強靱化関連経費		総務省通知に基づき、平成28年度から実施している情報セキュリティ強靱化に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
4	災害対策費（生活必需品の備蓄） （ポータブル蓄電池配備経費）	区側提案では、避難所用ポータブル蓄電池に係る購入費用を現行算定に加える形で標準区経費を設定しているが、平成22年度財調協議において想定避難所生活者数の変化率から経費全体を見直した点を踏まえれば、現行算定されている経費も含めた経費全体の見直しが必要と考える。 (第2回幹事会)	発災時に災害情報等を得るためにスマートフォン等の充電に使用するポータブル蓄電池配備に係る経費について、防災避難所用ポータブル蓄電池単価と標準区における避難所数のモデルを設定し、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とする。標準区経費は防災避難所用ポータブル蓄電池単価については実施区の見込額に耐用年数が5年であることから1/5を乗じたもの、標準区の避難所数については各区の避難所数の回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	地域コミュニティ活動支援費（自治会・町会会館の整備助成金）	本件のような自治会・町会会館の新設、改築、修繕等に要する経費の一部を助成する事業について、他自治体の実施状況を伺う。 また、区側提案では、直近3か年平均決算額から単価を設定しているが、各区新築、改築、修繕等に要する経費の補助上限額が異なり、経費にばらつきがあることから、単価設定の方法を精査する必要があると考える。 (第2回幹事会)	自治会・町会会館の整備（新設、改築、修繕等）助成に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は町会数と1町会当たりの助成単価により設定する。 (第1回幹事会)	
6	軽自動車税申告受付業務負担金	区側提案は標準区経費の設定に令和3年度見込数値を用いているが、その理由を伺う。 (第2回幹事会)	軽自動車関連三団体が行っている軽自動車税の申告受付業務に係る負担金について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
7	軽自動車環境性能割徴収取扱費負担金		令和元年10月に創設された軽自動車税環境性能割の賦課徴収に係る東京都事務手数料について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
8	公金取扱手数料（特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料）	月額基本料の標準区経費の設定方法については、経費計上区平均により設定していることから、精査が必要であると考える。 また、収納委託料について、事業の性質等を踏まえ全比例で設定したとのことだが、どのような性質からそう判断したのか、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	公金取扱手数料について、住民税・軽自動車税の電子決済収納委託に係る経費を新規に算定する。併せて、コンビニエンスストア収納委託料について、その利用が減少することから算定を縮減する。なお、事業の性質等を踏まえ、月額基本料は全固定での算定とし、標準区経費は経費計上区平均により設定する。また、収納委託料は全比例での算定とし、標準区経費は、コンビニエンスストア収納は回帰分析により設定、電子決済収納は1人当たり委託料単価と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	公金取扱手数料 （指定金融機関派 出業務経費）	区側調査によると23区すべてで発生する経費とのことだが、他の自治体の状況について伺う。 （第2回幹事会）	令和3年4月1日より発生する指定金融機関の区役所派出業務に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の実態を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は令和3年度の各区負担見込額により設定する。 （第1回幹事会）	
10	災害対策費（災害 応急対策）	防災被服単価の根拠となっている区側調査結果によると、各区購入している防災被服の品目にばらつきがあることから、共通の品目に絞って単価設定をする必要があると考える。 （第2回幹事会）	防災被服に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、防災被服単価と標準区における新規採用者数のモデルを設定し、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とする。標準区経費は、防災被服単価については実施区平均、標準区における新規採用者数は各区実績の回帰分析より設定する。 （第1回幹事会）	
11	安全安心まちづくり 推進事業費（防 犯協会助成、防犯 設備助成）	防犯協会助成については平成28年度から算定しているが、その後の状況変化を伺う。 防犯設備整備助成に係る経費について、実施区のみ補助実績をもとに設定していることから、精査が必要であると考える。 防犯設備維持管理助成経費について、各区ばらつきがあるため、標準区経費設定の妥当性を確認することができないと考える。 （第2回幹事会）	防犯協会の活動に係る助成及び町会、自治会、商店街等が設置する防犯カメラ等に対する防犯設備整備助成に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実するとともに、整備した防犯カメラ等に対する防犯設備維持管理助成に係る経費について新規に算定する。標準区経費は防犯協会助成については実施区の平均助成額と防犯協会数を乗じたもの、防犯設備整備助成及び防犯設備維持管理助成経費については補助実績をもとに設定する。 （第1回幹事会）	
12	非常勤職員公務災 害補償費	本経費については、標準区経費における非常勤職員の報酬総額より算出していることから、会計年度任用職員制度に係る見直しに伴い自動的に更新されるものであるが、令和3年度に見直す理由を伺う。また、全固定から一部固定の算定にする理由についても、併せて伺う。 （第2回幹事会）	非常勤職員公務災害補償費について、会計年度任用職員制度の運用開始を踏まえ、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全固定での算定から一部固定での算定とする。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
13	区立施設定期点検調査費		区立施設定期点検調査費は標準施設面積に基づき標準経費が設定されているが、令和2年度財調協議の標準施設面積の見直しに伴う面積増加分が反映されていないことから、現行の標準施設面積に基づき当該経費を充実する。 (第1回幹事会)	
14	地域センター管理運営費	地域センターについては、令和2年度財調協議において、区側から「当該目的の施設は改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わるなど、施設の状況に変化があるが、当該施設の目的や役割に変更はなく、地域の交流施設であり続けるという実態がある」という発言があった。そこで、地域センターの改修により、500席未満の常設座席が設置されたホールや多目的ホールがなくなり、会議室や集会室に変わった施設及びその具体的状況について伺う。 また、区側提案では平成26年度財調協議時の地域センター管理運営費の見直し方法と同様に1㎡当たりの単価から標準区経費を算出しているが、平成26年度の見直し時と異なる経費算出方法を用いている箇所があることから、精査する必要があると考える。 (第2回幹事会)	地域センターの管理運営費に係る経費について、令和2年度財調協議の標準施設規模の見直しに伴い、改めて特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
15	総務管理費（一般管理事務費）（地方債協会負担金等分担金）	実施区のみ平均としていることや、経費が突出している区があることから、標準区経費の設定について精査する必要があると考える。 (第2回幹事会)	地方債協会負担金等分担金に係る経費について、特別区の実態に基づき、算定を縮減する。なお、事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
16	生活困窮者自立支援事業費（生活保護適正実施推進事業等）	本事業の新規算定については、前年度の国庫内示額に基づき標準区経費を設定している。一方、今回の提案では、令和元年度決算額や令和2年度予算額を用いて標準区経費を設定しているが、その理由を伺う。 （第2回幹事会）	生活保護の適正な運営の確保を目的とした生活困窮者自立支援事業（生活保護適正実施推進事業等）に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和元年度の補助実績及び令和2年度予算額をもとに、複数ある事業のうち、半数以上の区が実施する事業を対象とし、当該実績を回帰分析することにより設定する。 （第1回幹事会）	
17	心身障害者福祉手当支給費（精神障害者福祉手当）	本事業は、都条例においてその範囲を定めているが、精神障害者は都条例の支給対象に含まれていないことから、算定すべきではないと考える。 （第2回幹事会）	障害者の負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とした心身障害者福祉手当支給費について、精神障害者への手当を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は精神障害者保健福祉手帳1級所持者への助成実績等により設定する。 （第1回幹事会）	
18	指導検査事務費（指導検査支援業務委託等）	区案は、指導検査に係る経費について、社会福祉法人分と保育施設等分の合計額を用いて標準区経費を設定している。しかし、区側調査によると、保育施設等の指導検査において公認会計士等の専門家や財務会計に関する知見を有する者を活用している区は、社会福祉法人と比べ少数であることから、精査が必要と考える。また、実施区平均による標準区設定では妥当性に欠けると考える。 （第2回幹事会）	社会福祉法人や保育施設等に対する会計検査等の指導検査に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
19	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費	当該事業については、平成31年度財調協議において、「待機児童解消緊急対策対応経費」として、都補助事業の実施期間に合わせた臨時算定と整理したものである。都補助事業については、待機児童対策として実施していることを踏まえ、財調上も恒常的な算定とすべきではないという従来の都の考え方に変更はない。そのため、令和3年度において算定する場合でも、都補助事業のある間に限り算定すべきであると考え。その前提の上で、区案は、区側調査に基づき、標準区経費を新たに設定しているが、令和3年度において算定する場合、これまでどおり、都が把握する数値により設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	待機児童解消緊急対策対応経費として、令和2年度まで臨時的に算定されている保育従事職員宿舍借り上げ支援事業に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和元年度の実績に基づき設定する。また、臨時的な算定ではなく恒常的に算定することを提案する。 (第1回幹事会)	
20	保育所等賃借料補助事業費	区案は、標準区経費について、事業の性質等を踏まえ、全比例で設定したとのことだが、どのような性質からそう判断したのか、事業の実施目的とあわせ、区側の見解を伺う。また、区案は、国の「都市部における保育所等の賃借料等支援事業」及び都の「保育所等賃借料補助事業」の活用を前提としていることから、令和3年度において算定する場合、毎年度の実績により、標準区経費を設定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	私立保育所（認可保育園、認定こども園、認証保育所等）に対する開設後の賃借料補助に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和元年度の補助実績をもとに設定する。 (第1回幹事会)	
21	区立保育所管理運営費（おむつ回収事業費）	区側調査によると、本事業は23区全てで実施しているとのことだが、他の自治体の実施状況について伺う。 (第2回幹事会)	区立保育所における紙おむつ回収事業に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は紙おむつ回収を個別に実施している区の単価及び年間総量並びに各区の0～3歳入所児童数をもとに設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
22	【態容補正】児童相談所関連経費	区案のうち、施設整備費については、地方交付税における国庫負担割合の拡充を踏まえて、交付率を1/2から29/40に見直すとのことだが、児童相談所・一時保護所の整備費に係る地方交付税制度上の算定方法について伺う。次に、特殊勤務手当について、標準区経費における支給要件や手当額の設定方法を伺う。また、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費については、予算額を用いて標準区経費を設定しており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。 (第2回幹事会)	児童相談所関連経費については、昨年度の財調協議において、令和4年度に配分割合のあり方について改めて協議を行うこととしている。 今年度は、昨年度の協議後に都区所管課の調整がついた事業など、未算定となっているものについて新規に算定又は算定を充実する。具体的には、(1) 障害者入所施設にかかる民間社会福祉施設サービス推進費、(2) 地方交付税上の財政措置拡充に伴う施設整備における態容補正の交付率の拡充、(3) 特殊勤務手当、(4) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費である。なお、(1) (4)については全比例、(3)については一部固定とし、標準区経費は、(1) 都補助金実績、(3) 条例で定める各区の手当額、(4) 都予算額に占める特別区分の経費により設定する。 (第1回幹事会)	
23	共同生活援助等事業費	区側提案には、国庫負担事業及び運営費加算に係る経費以外に各区で加算を行っている経費が含まれており、標準区経費として設定することは妥当でないとする。次に、重度身体障害者グループホーム運営費については、実施区が5区のみとなったことから、標準区経費には馴染まないものとして算定廃止を都側提案している。 (第2回幹事会)	障害者が利用するグループホームにおける日常生活上の援助を行う共同生活援助等事業に係る経費について、国庫負担事業及び運営費加算並びに重度障害者グループホームの算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、国庫負担事業及び運営費加算については全比例、重度障害者グループホームについては全固定での算定とし、標準区経費は回帰分析等により設定する。 (第1回幹事会)	
24	児童手当給付事業費	区側提案における標準区の対象経費には、恒常的な算定に馴染まない経費が含まれていることから、精査が必要であると考える。 (第2回幹事会)	児童手当給付事業に係る経費について、通知を行う際の郵便料や、書類の封入封緘経費等の算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
25	【経常・投資】放課後児童クラブ事業費	区側調査によると、積算に用いられている施設の面積は、約37㎡から約1,475㎡までとばらつきがある。国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」によると、放課後児童健全育成事業を行う場所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画である「専用区画」を設けなければならないとされているが、当該区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上と定められている。また、同要綱で、当該事業における一の支援の単位を構成する児童の数がおおむね40人以下とされていることを踏まえ、標準区経費の設定に係る施設数や面積の精査が不十分と考える。 (第2回幹事会)	放課後児童クラブ、いわゆる、学童クラブに係る経費について、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や、事業の性質等を踏まえ、人件費については全比例、経常的経費及び投資的経費については一部固定での算定とし、それぞれ施設数、施設面積等を踏まえ、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
26	介護人材確保等対策事業費		介護事業所職員に対する研修受講料の助成やキャリアアップ研修の実施に係る経費について、都補助の終期（令和2年度）に合わせて算定の廃止が見込まれることから、令和3年度以降区単独事業として算定を継続するため、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は決算の回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
27	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費		認可外保育施設等保護者負担軽減事業に係る経費について、都補助の終期（令和2年度）に合わせて算定の廃止が見込まれることから、令和3年度以降区単独事業として算定を継続するため、算定を改善する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は幼児教育・保育の無償化後の都補助実績（令和元年10月～令和2年3月）に基づき設定する。 (第1回幹事会)	
28	障害者モビリティ支援事業費	区案は、特別区の実態に合わせて現行算定を見直すものであり、概ね妥当と考える。しかし、標準区経費の設定については、積算方法も含め、精査が必要であると考え。 (第2回幹事会)	外出困難な心身障害者の社会生活の利便性を図るためのタクシー料金助成及び自家用車の燃料費補助に係る経費について特別区の実態に基づき、算定を縮減する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は決算をもとに回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
29	自殺防止対策事業費（自殺対策計画策定経費）		「自殺対策基本法」により義務化されている自殺対策計画の策定に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、報償費は計画策定区における策定委員会の構成員・単価等の平均により、委託料は計画策定区の決算平均により、標準区経費を設定する。また、特別区の実態を踏まえ5年計画とし、毎年1/5ずつ算定する。 （第1回幹事会）	
30	使用済注射針回収支援事業費	薬剤師会が使用済注射針回収を行う根拠について伺う。また、標準区経費の設定方法については、事業実施区のみでの決算平均額としていることから、未実施区も含めて標準区経費の設定を精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	薬剤師会が実施する使用済注射針の回収・廃棄処理に対する支援事業に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
31	特定不妊治療費助成事業費	本事業は、都補助事業に対する上乘せとして実施しているものであり、区の自主財源事業であると考え。 （第2回幹事会）	特定不妊治療費助成に係る経費について、標準区における助成人数、単価等のモデルを設定し、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、助成人数は回帰分析により、単価は実施区の助成額合計を助成人数合計で除して、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	
32	予防接種費（ロタウイルス）	区案は、各区の想定接種率を踏まえた提案であり、平成30年度財調協議において都区で確認した「新たな予防接種を算定する場合においては、当初は想定接種率で設定する」との内容に沿ったものとなっていることから、委託料については概ね妥当であると考え。 一方、区案では事務費について適切に反映されていないと考えられることから、改めて精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	令和2年10月より定期予防接種を開始するロタウイルスワクチンに係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、接種率は特別区の想定接種率の平均により、単価は三者協単価により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
33	予防接種費（B型肝炎）		予防接種費について、B型肝炎の接種率等を見直し、算定を充実する。なお、接種率等は平成29年度から令和元年度実績の数値により設定する。 （第1回幹事会）	
34	健康診査（胃がん検診）	国が示している「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」によると、受診者がエックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとされているが、モデル健診として加えた区側の見解を伺う。 また、診療報酬点数が突出している区があることから、内訳及び設定方法について、改めて精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	健康診査（胃がん検診）に係る経費について、内視鏡検査の導入等を踏まえ、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での設定とし、受診者数は実績と人口規模をもとに、検診単価は診療報酬点数をもとに標準区経費を設定する。 （第1回幹事会）	
35	鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）	区案は「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業（外来種の積極的防除事業）」を活用することが前提となっている。この補助を受けるにあたっては「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」や知事が適当と認める防除計画に基づき取組を行う必要がある。 「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」の防除を行う期間は令和3年3月末までとなっているが、来年度以降も計画延長が見込まれている。一方、計画の延長期間については未定であるが、本算定については計画終了までの限定的な算定とする必要があると考える。 （第2回幹事会）	令和3年度財調協議で算定継続の可否を検討することになっているアライグマ・ハクビシン対策に係る経費について、実施区全区において次年度以降も事業継続予定であるため、算定を継続するとともに、単価及び実施件数を見直し、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、算定方法を全固定から全比例に変更し、標準区経費は実施実績と人口規模をもとに設定する。 （第1回幹事会）	
36	精神保健デイケア事業費	各区の実施状況を踏まえて経費全般を整理したものであり、概ね妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	精神保健デイケア事業に係る経費について、特別区の実態に基づき、職員の配置人数や実施回数を見直し、算定を縮減する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での設定とし、標準区経費は実施実績と人口規模をもとに設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
37	清掃費の見直し	<p>1点目の「標準区ごみ量の見直し」であるが、直近の実績である令和元年度のごみ量と人口に更新することは、より適切な算定に繋がるものであり、都としても見直す必要があると考えている。</p> <p>2点目の「収集運搬モデルの改定」であるが、清掃費の標準区職員数や車両台数の算出にあたり、「見直し後の標準区ごみ量」と「令和2年度の各区の収集作業計画」を基とし、ごみ量以外の積載基準や作業能率なども適切に見直され、清掃事業の実態が踏まえられているものと考えている。</p> <p>3点目の「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離が生じている項目の見直し」であるが、その11項目において、多くは合理的かつ妥当な水準として標準区経費が見直されていると考えられる一方で、一部の経費については、標準的な需要として、妥当とは言えない経費が含まれている。そのため、当該経費を除外するなどの精査が必要であると考えている。</p> <p>また、見直し11項目のうち、廃棄物処理手数料について、単価改定分は含まれているか。含まれていない場合、その理由を伺う。</p> <p>あわせて、収集車両費の態容補正Ⅰ・収集作業形態加算の交通集中加算について、今回、交通量設定指標を「東京都の自動車交通の実態」から「全国道路・街路交通情勢調査」の調査数値に変更する理由を伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>今回の見直しは、「標準区ごみ量については、3年程度を基本に見直す」という都区の確認のもとに、前回見直しの平成30年度財調協議から3年が経過することから、清掃費全体について実施するものである。</p> <p>今回の見直しに当たっては、事前に実施した区側の調査結果に基づき、次の3つの視点に立って、見直しを行いたいと考える。</p> <p>まず1点目は、「標準区ごみ量の見直し」である。現行の標準区ごみ量については、平成28年度のごみ量と人口の帰帰分析により設定しているが、今回はこれを直近の実績である令和元年度のごみ量と人口に更新する。</p> <p>2点目は、「収集運搬モデルの改定」である。ただいま説明した見直し後の標準区ごみ量と令和2年度の各区の収集作業計画をもとに、前回改定時と同様の手法を用いて、収集運搬モデルを改定している。</p> <p>3点目は、「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離が生じている項目の見直し」である。作業運営費や資源回収事業費など、特別区の実態と大きな乖離が見られた項目を中心に、11項目について算定の改善を図るものである。</p> <p>また、以上3点の他、一部補正等の基礎数値について、直近の数値に更新する。</p> <p>あわせて、収集車両費の態容補正Ⅰ・収集作業形態加算の交通集中加算について、交通量設定指標を「東京都の自動車交通の実態」から「全国道路・街路交通情勢調査」の調査数値に変更することを提案する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
38	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））	<p>都においても、新型コロナウイルス感染症の広がりによる景気悪化を乗り越えるため、当面必要となる資金の緊急融資や、既存の保証付き融資の借入期間の延長など、中小企業への支援の充実を図っており、中小企業支援事業の重要性は認識している。</p> <p>融資モデルの設定として、貸付金額や貸付期間、名目利率等について提示されているが、それぞれの項目についてどのように設定されたのか、その設定方法と考え方を伺う。</p> <p>また、融資モデルを設定する際には、貸付件数の設定も必要と考える。貸付件数として、何件見込んでいるのか、どのように設定されたのか、その方法と考え方を伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による現下の景気の悪化に対応するために、緊急対策として中小企業への融資あっせんを行い、当該融資に係る利子補給等を行うというものであり、令和2年度融資分に係る令和3年度以降の利子補給金を、令和3年度から令和8年度にかけて時限的に算定することを提案する。</p> <p>経済状況を見ると、本年11月に発表された「東京都中小企業の景況調査」では、業況は「持ち直しの動き強まる」とされている一方、景況判断指数で見ると、前年の数値までは回復していない。新型コロナウイルス感染症が再び拡大している現状を踏まえると、その先行きは不透明であり、都内中小企業の経済環境は依然として厳しい状況にあると言える。</p> <p>また、本年10月に発表された、四半期ごとの「都内中小企業の設備投資、資金繰り等の調査」によると、設備投資は減少を続け「全業種で減少」とされている。加えて、資金繰りについても新型コロナウイルス感染症による影響が開始前の水準と比べると、依然として厳しい状況であると言える。</p> <p>ただ今申し上げたのは、都内の景気動向であるが、11月の月例経済報告では、持ち直しの動きがみられるが、依然として厳しい状況にあるとされており、昨今の中小企業を取り巻く環境は、全国的に見ても大変厳しいものとなっている。</p> <p>このような状況のなか、特別区も同様に厳しい財政状況ではあるが、基礎自治体の責務として、地域を担う重要な経済主体である中小企業を支援することは、ひいては東京の経済活動を支えることになるため、都区が共通の認識で取り組むべき最優先の課題であると考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
39	交通災害対策費	交通災害対策費の見直しについて、区案は種別補正の影響を加味しておらず、精査が必要であると考えます。 交通安全計画策定経費の標準区経費を設定するにあたり、区案は経費計上区のみ決算平均額を取っていることから、精査が必要であると考えます。 また、委託料については、特定の区のみの実施をもって、標準区経費を設定することは妥当ではないと考えます。 交通安全対策経費の標準区経費を設定するにあたり、区案は既に算定している交通安全教室に係る経費を重複して計上していることから、精査が必要であると考えます。 (第2回幹事会)	交通安全計画の策定など交通災害対策に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、交通安全計画策定経費は全固定での算定とし、標準区経費は経費計上区平均により設定する。また、交通安全対策経費は、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 併せて、交通安全計画については特別区の実態を踏まえ5年計画とし、毎年1/5ずつ算定する。 (第1回幹事会)	
40	道路清掃費	道路清掃費の見直しについて、区案は種別補正の影響を加味しておらず、精査が必要であると考えます。 標準区経費を設定するにあたり、区案は他で算定されている経費が含まれていることや道路面積1㎡当たりの経費が突出している区があることから、精査が必要であると考えます。 (第2回幹事会)	道路清掃費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
41	道路占用料	標準区経費を設定するにあたり、特定の区において決算額から除外している経費があるが、どのような経費なのか、また除外する理由を伺う。 (第2回幹事会)	道路占用料について、平成31年4月に特別区の道路占用料が改定されたことを踏まえ、算定を改善する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
42	公園使用料・占用料	平成31年度財調協議において、財調上、公園面積に含まれているものの、区の条例改正に伴い、公園使用料として徴収しなくなった使用料の取扱いについて、都区の見解が一致せず協議不調となった。 そこで、当該事例における使用料は、本提案において公園使用料として取り扱っているのか伺う。 標準区経費を設定するにあたり、特定の区において決算額から除外している経費があるが、どのような経費なのか、また除外する理由を伺う。 (第2回幹事会)	公園使用料・占用料について、平成31年4月に特別区の公園占用料が改定されたことを踏まえ、算定を改善する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
43	【小・中学校費】 学校運営費（牛乳パック回収・リサイクル経費）	予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。標準区経費の設定に当たっては、特別区の実績を踏まえた上で設定する必要があると考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、学校給食用牛乳の空き紙パックの回収・リサイクルに係る経費を新規に算定する。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
44	【小・中学校費】 学校運営費（学校諸室冷房設備整備経費）	標準区における特別教室の規模は、教室数ではなく、同じく国庫負担金等の交付に係る運用細目にて定める、学級数に応じた特別教室総面積により設定すべきと考える。また、標準区経費の設定に当たっては、特別教室や給食室の1部屋当たりの決算平均額ではなく、1㎡当たりの平均単価を分析の上、それぞれの標準事業規模に見合った経費を設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、特別教室及び給食室への冷房設備の整備及び保守点検に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、1室当たり単価は特別区の平均により設定する。また、標準区における特別教室数について、国庫負担金等の交付に係る運用細目にて定める、学級数に応ずる教室数より設定する。 （第1回幹事会）	
45	【中学校費】英語4技能検定経費	事業の実施単価や実施対象の範囲について各区ばらつきがあるため、標準区経費設定の妥当性を確認することができないと考える。 （第2回幹事会）	中学校において英語4技能（聞く・読む・話す・書く）の習熟状況を測るために実施する英語4技能検定に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、単価及び人数は特別区の実態に基づく実施モデルにより設定する。 （第1回幹事会）	
46	事務局運営費（教育に関する事務の点検・評価経費）	標準区経費の設定方法について、経費計上区のみ平均としていることから、再度精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	事務局運営費について、教育に関する事務の点検・評価経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、単価及び人数並びに回数は経費計上区平均により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
47	教育相談事業費 （教育心理検査事業費）	標準区経費の設定方法については、実施区のみ回帰分析で設定していることから、精査が必要であると考え。（第2回幹事会）	教育相談事業費について、教育心理検査事業費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。（第1回幹事会）	
48	【小・中学校費】 学校運営費（教育用コンピュータ整備費等）	教育用コンピュータ整備費については、令和2年度から1台当たりの補助上限額を4万5千円とした国の補助制度が開始されているため、標準区経費については、この国補助単価を基に単価設定すべきと考える。 また、電源キャビネット、大型提示装置及び実物投影機の単価設定並びに校務システム等整備費及びインターネット接続経費の標準区経費の設定に当たっては、決算額のほか予算額も用いた設定となっているため、妥当性に欠けると考える。 大型提示装置及び実物投影機の台数については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018年度から2022年度まで）」において、「各普通教室1台、特別教室用として6台（大型提示装置の対象学校種は小・中学校、実物投影装置の対象学校種は小学校）」という目標水準が示されており、標準区経費の設定に当たっては、この目標水準を踏まえた設定にすべきと考える。 なお、普通教室に係る大型提示装置及び実物投影機の整備費については、全普通教室に1台整備できるよう平成29年度から令和3年度までの間、備品購入費にて財調算定することとしている。今回の区側提案では、全普通教室分の整備費をリースにて標準区経費を設定しているが、既に、備品購入費にて財調算定した整備台数分は、法定耐用年数を加味したうえで、除外すべきと考える。（第2回幹事会）	学校運営費について、GIGAスクール構想の推進に伴い増加する教育用コンピュータ整備費等の経費を見直し、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、教育用コンピュータ等の単価はリース整備区の平均により、台数は国の整備方針及び回帰分析により、それぞれ設定する。また、校務システム等整備費等の標準区経費は回帰分析により設定する。併せて、教育用コンピュータの単価については、国庫補助の期限である令和7年度財調にて、補助金相当額を上乗せすることとする。（第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
49	【小・中学校費】 学校職員費（学校司書）	配置校数の水準については、「学校図書館図書整備等5か年計画」において「1.5校に1人」の配置目標が示されているため、標準区経費については、当目標水準を踏まえた設定にすべきと考える。 （第2回幹事会）	学校職員費について、学校司書の単価及び配置校数を見直し、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、単価は委託実施区を除いた特別区の平均により、配置校数は特別区の配置校数割合の平均により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	
50	日本語適応指導事業費	当事業に関しては、平成29年度から新規算定した事業ではあるが、これまでの間、当事業を取り巻く環境に特別な変化があったか伺う。 （第2回幹事会）	日本語適応指導事業費について、特別区の実態を踏まえ、報償費の算定を充実するとともに、需用費の算定を縮減する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は報償費を回帰分析により、需用費を経費計上区平均により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	
51	区民体育大会運営費	区民体育大会については、各区の地域住民のニーズに合わせて実施されており、大会数や種目、運営方法が様々であり、各区の決算額にもばらつきがある。こうした状況があるにも関わらず、区側提案は決算額のみに着目しており、標準区としてのあるべき需要を踏まえた経費設定となっていないことから、妥当性を欠いていると考える。 （第2回幹事会）	区民体育大会運営費について、直営ではなく委託や補助金の支出により実施している特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
52	【小・中学校費】 特別支援学級等運営費（特別支援教室消耗品費等）	特別支援教室消耗品費等については、平成28年度財調協議等において「新制度開始後に、実施状況を踏まえて、算定内容を見直す必要がある」と整理している。今回の区側提案は、制度開始後の各区の実績に基づき、教材経費・印刷製本費等の各区に共通する経費のみを標準区経費として設定しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	特別支援学級等運営費について、特別区の実態を踏まえ、特別支援教室消耗品費等の算定を改善する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
53	【小学校費】夏休み期間プール指導員	標準区経費の規模に係る学校数について、実態と乖離した設定を行っているため、再度精査する必要があると考える。 (第2回幹事会)	夏休み期間プール指導員に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を縮減する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
54	会計年度任用職員制度の反映	新制度の創設により、臨時的任用職員や一部の特別職非常勤職員が会計年度任用職員に移行し、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能となった。 今回の区側の提案内容では、これまで使用してきた財調単価ではなく、職種ごとの給与モデルを新たに設定しているが、その理由について伺う。 また、モデル設定に当たり、各区の実際の任用予定者数が調査されているが、この中には、現在財調算定されていない臨時的任用職員等に係る任用予定者も含まれているのか伺う。 (第1回幹事会)	会計年度任用職員制度は、平成29年度に地方公務員法が改正され、令和2年4月から運用が開始されている。具体的には、臨時的任用職員や一部の非常勤の特別職員を会計年度任用職員として任用するもので、期末手当の支給等が盛り込まれている。 今年度の提案は、会計年度任用職員制度の運用によって、各区に生じている需要を整理する内容となっている。 提案内容は、臨時的任用職員や一部の非常勤の特別職員に係る算定箇所を、期末手当の支給等を踏まえた単価に見直すものとなっている。単価については、各区の任用予定者及び支給予定給料額の加重平均を用いて、職種ごとのモデル給与を設定し、算出した。 地方交付税においても、会計年度任用職員制度の運用が開始されたことに伴い、期末手当の支給等に要する経費について、普通交付税の基準財政需要額に算定されている。 財調においても、地方公務員法の改正による需要として、当然に反映すべき内容と考えている。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
55	【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）	<p>昨年度の区側提案は、土木工事単価のうち、道路改良工事については、区の決算単価とすべきという提案であった。昨年度の協議では、区側が調査した結果を基に都側で検証した際、いくつか問題点を指摘している。</p> <p>具体的には、単価比較にあたり、種別補正の影響が加味されていない。調査した決算額は、事業費から特定財源を差し引いた一般財源額となっていないのではないかと。決算額や総工事面積について、都市計画交付金や土木費の他の項目等において算定しているものも調査対象としているのではないかと。今お話ししたような調査対象に道路改良工事対象外のものも含まれている可能性がある中で、都が検証した結果、平成26年度単年度分の上昇率を反映するのみで、充足率が115.1%となることなどを指摘している。</p> <p>また、都としては、単価の比較のみによる区側提案には合意できないこと、見直しを行うのであれば、年度事業量等を含め、需要費の全体を見ることが不可欠であると申し上げた。</p> <p>区側の提案は、昨年度の協議内容を踏まえたとのことだが、まず、これまでお示しした点についての検証結果について伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>平成29年度協議以降、平成26、27年度の2か年における上昇分について、公共工事設計労務単価の上昇率を乗じるなど、臨時的な対応が図られているが、依然として財調単価と特別区の実態が乖離している状況に変化は見られない。</p> <p>そこで、昨年度の整理に沿った形で、引き続き平成26、27年度の2か年における上昇分について、公共工事設計労務単価の上昇率を乗じるよう提案するとともに、工事単価の上昇分の反映については、変動率が安定的に推移していることから、当該上昇率の反映を恒常的な算定とするよう提案する。</p> <p>昨今の大規模な災害が頻発する中、昨年度の協議内容を踏まえて取りまとめた内容となっているので、是非、区側提案の趣旨に沿って整理されるようお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	特別交付金	<p>区側から、特別交付金の割合を2%に引き下げを求めるとの発言があった。</p> <p>各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。</p> <p>これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできているが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。これらの財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考えられる。</p> <p>今年度の12月交付の申請では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る事業経費だけでも、特別交付金財源とほぼ同規模になっており、3月交付に向けては、さらに増額となるものと考えている。</p> <p>また、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言があった。特別交付金の算定ルールについては、都区で議論を重ね、合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について、大きな問題はないと考える。</p> <p>区側から、区側が認識していない算定除外経費の明確化などが、不要な申請作業の減少、都区双方の事務の軽減にも繋がるとの考えが示されたが、区側が認識していない算定除外経費とは、具体的にどういった経費を指しているのか伺う。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>区側としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気後退により、財調財源の減収が見込まれることを踏まえれば、算定されるかどうか不確実な部分がある特別交付金よりも、透明性・公平性が高く、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金の財源を優先的に確保するためにも、特別交付金の割合を2%に引き下げを求める。</p> <p>また、今年度、区側で実施したアンケート調査で、特別交付金の算定に係る都区の認識に隔たりがあることが確認されたことから、区側が認識していない算定除外経費の明確化など、算定ルールの見直しを求める。</p> <p>このことにより、算定の透明性や公平性が高められ、かつ、不要な申請作業が減ることから、都区双方の事務の軽減にも繋がると考えているので、割合の見直しと合わせ、是非、前向きに検討いただきたい。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	減収補填対策	<p>現時点では、都税収入の令和2年度最終見込みは示されていないが、新型コロナウイルス感染症が国内経済にも大きな影響を及ぼしている状況を鑑みると、都と特別区を取り巻く財政環境も厳しくなることが想定される。</p> <p>しかし、第1回財調協議会でも申し上げたが、市町村民税法人分は、特別区の区域においては都税となっており、他の税目とあわせて特別区財政調整交付金の原資とし、その一定割合を配分ルールに基づいて各区に特別区財政調整交付金として交付している。このような特別区の課税・徴収権の現状や、普通交付税の精算に代えて年度途中の減収を補填するという減収補填債の制度趣旨から、特別区は減収補填債を直接発行することはできないものとされている。</p> <p>今後の財源見通しがまだ分からない中ではあるが、調整税等の減収に対しては、都区双方で知恵を絞り合い、その対応策について協議していきたいと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>これまでも、一般の市町村が採りうる対策に見合う対応策について、都区で協議を行ってきた。</p> <p>今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減収が見込まれることから、市町村民税法人分に係る減収補填債の発行が可能となるよう、国に要望を行ってきたところである。</p> <p>その際、国からは、市町村民税法人分に係る減収補填債は、地方交付税の精算制度の一環であるため、特別区の直接発行は難しいとの見解が示された。</p> <p>しかし、特別区としては、利子割交付金に係る減収補填債は、同じく地方交付税の精算制度であるにもかかわらず、特別区が直接発行可能であること、また、徴収猶予特例債の創設により、市町村民税法人分の起債発行可能額を都区間及び区別に算出する方法も確立されたことから、技術的にも特別区が直接発行することは可能であると考えており、国の見解はともなう納得できるものではない。</p> <p>このため、特別区としては、引き続き国に対し、発行可能となるよう求めていくが、東京都にも、是非、特別区の要望の趣旨を理解いただき、国への働きかけについて、協力をお願いする。</p> <p>なお、国に要望した際に、建設債分に関して、都の区市町村振興基金から特別区への貸し付けに当たって、その原資として、都が減収補填債を発行することは制度上可能である旨の見解が示された。</p> <p>この点については、市町村民税法人分に係る地方交付税上の減収補填債発行可能額のうち、特別区分について、都が減収補填債を発行することも含め、特別区が必要とする額を、区市町村振興基金で確保するようお願いする。</p> <p>先日の知事と区長との意見交換の場において、今回の減収対策について、副知事から、これまでの延長線上ではない対応を都区で一緒に検討するという考え方を示していただいたので、是非、前向きな回答をお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	都市計画交付金	<p>都市計画交付金については、第1回財調協議会でも申し上げたが、都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えている。</p> <p>そのため、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、無電柱化やバリアフリー化などを目的とする区道整備の対象化、都市計画公園整備事業の工事単価引上げなど、様々な見直しを順次行ってきた。</p> <p>今後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応していきたいと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>区側としては、従前から申し上げているとおり、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、都区の実績に見合う配分等、抜本的な見直しを行うべきと考える。</p> <p>近年、都市計画税は増収傾向にあるが、平成29年度以降、都市計画交付金予算額は200億円に据え置かれ、交付金の交付率は平成30年度が34.7%、令和元年度が31.5%と低下している。</p> <p>今後、市街地再開発事業の進展をはじめとする、特別区の都市計画事業は増加が見込まれており、現行の都市計画交付金の補助の仕組みでは、交付率の更なる低下だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退に伴い、不足が想定される普通交付金の財源及び特別区の一般財源負担を更に圧迫することになる。</p> <p>区側としては、これらの状況のほか、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大を図る等、抜本的な見直しを早急に求める。</p> <p>また、都市計画税については、国の通知の中で用途の明確化が求められているが、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされていない。これでは都市計画事業の都区の実施実態の把握ができず、都市計画税の適正な配分を検証することもできない。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、必要な情報の提示を求める。</p> <p>昨今の財調協議においては、都側は「各区から直接、個別の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していきたい。」などの発言をするにとどまり、実質的な議論ができていない。</p> <p>（つづきあり）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 (つづき)		<p>都市計画交付金が創設されて以降、これまでも、交付金の対象事業の見直しや、交付要件の緩和等については、財調協議の場を中心に整理してきた経緯に鑑みれば、本来的には財調協議の場で議論することが相応しいと考える。しかしながら、本年8月の都への予算要望等でも申し上げたとおり、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含め、まずは議論に応じていただくようお願いする。</p> <p>魅力と強さを兼ね備えたまちづくりを進めるためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行していくことが必要である。ともに東京のまちづくりを担うパートナーとして、都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えているので、ぜひとも前向きに協議に応じていただくよう、お願いする。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	